

子どもたちの健全育成を支援。ご意見募集中！

# 小児医療費助成事業 制度の改正(案)

所得制限の撤廃及び18歳までの年齢拡大  
(16~18歳のみ所得制限あり)を検討中

逗子市では、小児の健康の増進を図り、健全な育成を支援することを目的として、小児医療費助成事業を実施しています。現在0歳~15歳までが対象、1歳以降は所得制限のある制度ですが、この度、15歳までの所得制限撤廃及び18歳までの年齢拡大(16~18歳のみ所得制限あり)と改正することを検討しています。この改正(案)に対する皆様の意見を募集します。



**意見募集期間:8月5日(金)~9月5日(月)**

◆閲覧場所(詳細な資料は、次の施設や市ホームページで見ることができます)

子育て支援課、保育課、情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設(スマイル)、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、子育て支援センター、福祉会館、療育教育総合センター

\*市ホームページは、「逗子 パブコメ」と検索ください。

◆意見提出方法

任意の様式(閲覧場所に記入用紙あり)に住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接子育て支援課へ提出してください。Eメールでの提出(添付ファイル不可)も可。

◆問い合わせ先

逗子市 教育部 子育て支援課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL : 046-873-1111 (内線536・539) FAX : 046-873-4520

E-mail : kosodate@city.zushi.lg.jp

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、了承ください。

# 小児医療費助成事業制度の改正（案）に関する

## 意見を募集します。

逗子市では、小児医療における保護者の経済的負担を減らし、児童の健康の増進を図り、健全な育成を支援することを目的として、小児医療費助成事業を実施しています。現在0歳～15歳までが対象となり、1歳以降は所得制限のある制度ですが、この度、子育て支援の更なる充実を図るため、

15歳までの所得制限撤廃及び18歳までの年齢拡大（16歳～18歳のみ所得制限（現在1歳以降に対して行っている所得制限と同額）あり）と改正することを検討しています。

つきましては、この改正（案）について、広く皆様の意見を募集いたします。

### ◆募集期間

令和4年8月5日（金）から令和4年9月5日（月）まで（必着）

### ◆閲覧場所

子育て支援課、保育課、情報公開課、市民交流センター、逗子アリーナ、文化プラザホール、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、子育て支援センター、福祉会館、療育教育総合センター

\*市ホームページでも閲覧できます。「逗子 パブコメ」と検索ください。

### ◆意見提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「小児医療費助成事業制度の改正（案）に関する意見」と明記し、住所・氏名・意見を記載のうえ、ファクシミリ・郵送等で、又は直接子育て支援課へ提出してください。Eメールでの提出も可能ですが、その場合はファイルは添付せずに、直接メール本文に記載ください。

### ◆その他

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対しましては、直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

### ◆問い合わせ先

逗子市 教育部 子育て支援課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL：046-873-1111（内線536・539）

FAX：046-873-4520

E-mail：kosodate@city.zushi.lg.jp

# 小児医療費助成事業制度の改正（案）について

## 1 目的

逗子市では、小児に係る医療費の保護者の経済的負担を減らし、また、小児の健康の増進を図り、健全な育成を支援することを目的として、小児医療費助成事業を実施し、入院や通院時の医療費を助成しています。

現在、0歳から15歳（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで：一部所得制限あり）までの小児を対象としておりますが、この度、子育て支援の更なる充実を図るため、対象年齢及び所得制限について見直しを図ります。

（現行制度の詳細については、3ページ（参考資料）をご覧ください。）

## 2 制度の改正内容

| 対象年齢 | 0歳  | 1歳～15歳<br>（15歳に達した日以降の<br>最初の3月31日まで） | 16歳～18歳<br>（18歳に達した日以降の<br>最初の3月31日まで）        |
|------|---|---------------------------------------|---|
| 現行   | 助成あり<br>（所得制限なし）  | 助成あり<br>（所得制限あり）                      | 助成なし  |
| 改正後  | 助成あり（所得制限なし）<br>※15歳（15歳に達した日以降の<br>最初の3月31日まで）までの<br>すべての児童の医療費を助成します。 |                                       | 助成あり（所得制限あり）<br>※所得制限内であれば、<br>医療費の助成対象となります。 |

- （1）1～15歳（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）に対する所得制限を撤廃します。
- （2）新たに16～18歳（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を助成対象とします。ただし、所得制限を設けます。なお、婚姻や就職して保護者の扶養から外れた場合は助成対象外とします。

所得制限例（現行の基準と同額となります。）

扶養親族等の数 0人の場合…532万円

1人の場合…570万円

2人の場合…608万円

3人の場合…646万円

扶養親族等の数が1人増すごとに、38万円が加算されます。

※所得制限は、保護者の所得を比較して高い方の所得で審査します。

### 3 対象者数と助成額試算

|     | 対象者数   | 助成額   |
|-----|--|---|
| 現行  | <b>4,545 人</b><br>0歳（所得制限なし）及び<br>1歳～15歳（所得制限あり）<br>＊令和4年3月31日現在<br>小児医療証交付者数                                      | <b>1億 2,821 万 3千円</b><br>（令和4年度予算額）<br>1人当たり年間平均医療費<br>約 2 万 8千円  |
| 改正後 | <b>8,187 人</b><br><内訳><br>7,260 人 対象年齢人口 <sup>1</sup><br>0～15歳（所得制限なし）<br>927 人 推計値 <sup>2</sup><br>16～18歳（所得制限あり） | <b>2億 1,903 万 9千円</b><br>（推計値）<br>7,260人×2万8千円（年間平均医療費）<br>=2億 328万円<br>927人×1万7千円（厚生労働省年代一人当たり医療費単価）<br>=1,575万9千円 |

#### 4 施行予定期日

令和5年4月1日

同日の診療分より対象とします。

#### 5 その他

改正後においても、他の公費負担制度や付加給付等の医療費給付制度が優先とします。

<sup>1</sup> 住民基本台帳（令和4年6月末日時点）による

<sup>2</sup> 現行交付者数の比率による

## (参考資料) 現行の小児医療費助成事業について

### 小児医療費助成とは

保険診療の自己負担分を助成する制度です。助成を受けるためには、申請が必要です。医療費助成は0歳から15歳（15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）までです。※0歳を除き、所得制限があります。

ただし、他の公費負担制度、高額療養費や育成医療、健康保険組合からの付加給付等の医療費給付制度が優先となります。これらの制度の適用後、保険診療についての残額が、この小児医療費助成制度の給付対象となります。入院・通院ともに助成対象です。

### 所得制限について

0歳を除き、所得制限があります。主たる生計者の扶養人数に応じて、金額は異なります。

|            |             |
|------------|-------------|
| 例) 扶養親族等の数 | 0人の場合…532万円 |
|            | 1人の場合…570万円 |
|            | 2人の場合…608万円 |
|            | 3人の場合…646万円 |

扶養親族等の数が1人増すごとに、38万円が加算されます。

### 所得の審査年度

所得確認の年度は、毎年7月1日で切り替わります。

医療証交付の所得審査は、お子さんの誕生日を基準日としています。

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| お子さんの誕生日が7月～12月 | 基準日の前年中の所得  |
| お子さんの誕生日が1月～6月  | 基準日の前々年中の所得 |

- 小児医療費助成事業についての詳細は、  
右のQRコード（市HP）よりご覧ください。

